

財産の戦略デザイン研究会 月例セミナー

認知症対策だけではない

# 財産の管理・運用と資産承継対策に活用する 家族信託のつかい方

2024年9月26日  
株式会社継志舎  
石脇俊司

# 1. 信託を使いこなすために信託の基本を確認する

# 信託、これだけしっかりと覚えておく ①

## 信託法

### (定義)

### 第二条

この法律において「信託」とは、**次条各号に掲げる方法のいずれかにより、特定の者が一定の目的**（専らその者の利益を図る目的を除く。同条において同じ。）**に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべきもの**とすることをいう。

# 委託者・受託者・信託財産 【親子で信託することを例に】

財産の所有者  
信託する者

委託者



目的達成のために  
財産を管理・処分する者

または



受託者

所有権を移転する



信託財産

信託は、

認知症対策

遺言と同じ機能

信託する財産の「**管理・処分**」と「**承継**」の仕組み

**認知症対策**と**相続対策**に活用することができるとても便利な制度

# 信託の要件

1. 財産が存在すること      **信託財産**（受託者に帰属する財産）
2. 信託財産について達成したい目的が定められていること      **信託目的**
3. 特定の者が、目的達成のために信託財産を管理・処分および必要な行為をすること  
**受託者が、目的達成のために、信託財産を管理・処分および必要な行為**をする

## 信託法を確認する ②

### 信託財産

**受託者に属する財産。**

信託により管理又は処分すべき一切の財産（信託法 2条3項）

信託行為において**信託財産に属すべきものと定められた財産**のほか、**管理処分等により受託者が得た財産**（信託法 16条）

受託者は、信託財産に属する財産と受託者の**固有財産とを区別して管理する義務**がある（信託法 34条）

## 受託者

**信託行為の定めに従い、信託財産に属する財産の管理又は処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為をすべき義務を負う者**（信託法 2条5項）

受託者は、信託財産に属する財産の管理又は処分及びその他の**信託の目的達成のために必要な行為をする権限を有する**（信託法 26条）

ただし、信託行為により権限に制限を加えることができる

# 信託法を確認する ④

## 受益者、受益権

### (定義) 第二条

\*\*\*\*\* (略)

6 この法律において「受益者」とは、受益権を有する者をいう。

7 この法律において「受益権」とは、信託行為に基づいて受託者が受益者に対し負う債務であって信託財産に属する財産の引渡しその他の信託財産に係る給付をすべきものに係る債権（以下「受益債権」という。）及びこれを確保するためにこの法律の規定に基づいて受託者その他の者に対し一定の行為を求めることができる権利をいう。

**ポイント**

受託者が受益者に負う債務

# 信託の方法

## 1. 信託契約を締結する方法

### 信託契約による信託

信託に関する公正証書作成件数

2023年 4,434件

信託契約 4,179件

遺言信託 150件

自己信託 105件

## 2. 遺言する方法

### 遺言による信託

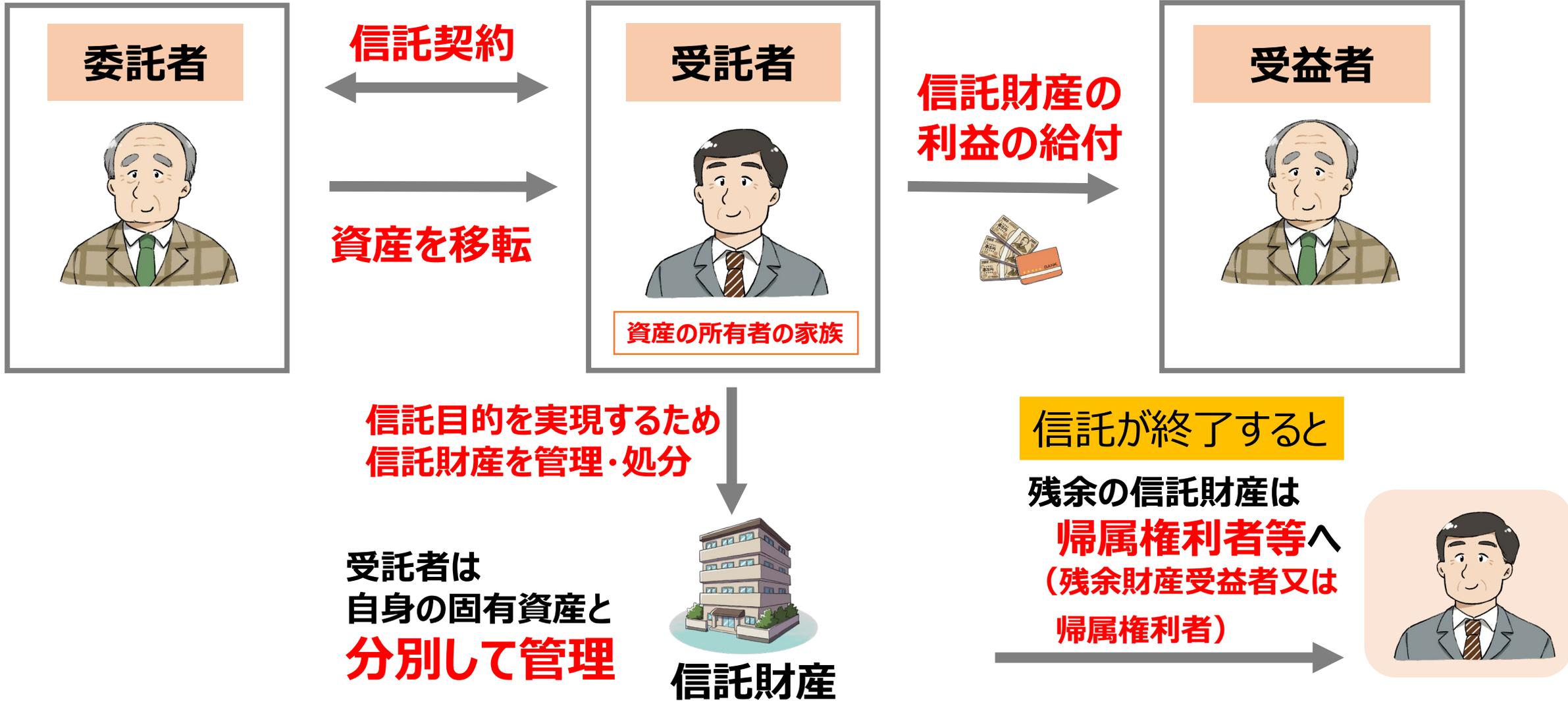
ほとんどが信託契約

任意後見契約 1万6,176件

## 3. 自己の有する一定の財産の管理又は処分及びその他の 当該目的の達成のために必要な行為を自らすべき旨の意思表示

### 自己信託

# 1枚で理解する家族信託



## 相続税法 第9条の2

1項 信託を開始したとき

2項 信託の期間中。新たな受益者が生じたとき

3項 信託の期間中。一部の受益者が存在しなくなり、新たな受益者が生じたとき

4項 信託終了時

5項 特定委託者 【これは意識しなくてよい】

6項 みなし規定

信託の権利を取得したものは、信託財産の資産・負債を取得し承継したものとみなす

# 相続税法を確認する ①

**（贈与又は遺贈により取得したものとみなす信託に関する権利）**

**第九条の二 信託**（退職年金の支給を目的とする信託その他の信託で政令で定めるものを除く。以下同じ。）**の効力が生じた場合**において、**適正な対価を負担せずに当該信託の受益者等**（受益者としての権利を現に有する者及び特定委託者をいう。以下この節において同じ。）**となる者があるときは**、当該**信託の効力が生じた時**において、当該**信託の受益者等となる者は**、当該**信託に関する権利を当該信託の委託者から贈与**（当該委託者の死亡に基因して当該信託の効力が生じた場合には、遺贈）**により取得したものとみなす。**

**2** 受益者等の存する信託について、**適正な対価を負担せずに新たに当該信託の受益者等が存するに至った場合**（第四項の規定の適用がある場合を除く。）には、**当該受益者等が存するに至った時**において、当該**信託の受益者等となる者は**、当該**信託に関する権利を当該信託の受益者等であつた者から贈与**（当該受益者等であつた者の死亡に基因して受益者等が存するに至った場合には、遺贈）**により取得したものとみなす。**

## 相続税法を確認する ②

### 第九条の二 つづき

3 受益者等の存する信託について、当該**信託の一部の受益者等が存しなくなった場合**において、**適正な対価を負担せずに既に当該信託の受益者等である者が当該信託に関する権利について新たに利益を受けることとなる**ときは、当該信託の一部の受益者等が存しなくなった時において、**当該利益を受ける者は、当該利益を当該信託の一部の受益者等であつた者から贈与**（当該受益者等であつた者の死亡に基因して当該利益を受けた場合には、遺贈）により取得したものとみなす。

4 受益者等の存する**信託が終了した場合**において、**適正な対価を負担せずに当該信託の残余財産の給付を受けるべき、又は帰属すべき者となる者がある**ときは、当該給付を受けるべき、又は帰属すべき者となつた時において、**当該信託の残余財産の給付を受けるべき、又は帰属すべき者となつた者は**、当該信託の残余財産（当該信託の終了の直前においてその者が当該信託の受益者等であつた場合には、当該受益者等として有していた当該信託に関する権利に相当するものを除く。）を**当該信託の受益者等から贈与**（当該受益者等の死亡に基因して当該信託が終了した場合には、遺贈）により取得したものとみなす。

# 相続税法を確認する ③

## 第九条の二 つづき

### 5項 省略

**6 第一項から第三項までの規定により贈与又は遺贈により取得したものとみなされる信託に関する権利又は利益を取得した者は、当該信託の信託財産に属する資産及び負債を取得し、又は承継したものとみなして、この法律（第四十一条第二項を除く。）の規定を適用する。ただし、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十九号（定義）に規定する集団投資信託、同条第二十九号の二に規定する法人課税信託又は同法第十二条第四項第一号（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）に規定する退職年金等信託の信託財産に属する資産及び負債については、この限りでない。**

**4項の規定については、  
信託財産に属する資産及び負債を取得または承継したものとみなされない**

# 認知症対策に限らない信託

## 2. 信託の3つの機能を活用する

- 信託の
- ◇ 分ける機能
  - ◇ 継ぐ機能
  - ◇ まとめる機能
- を活用する

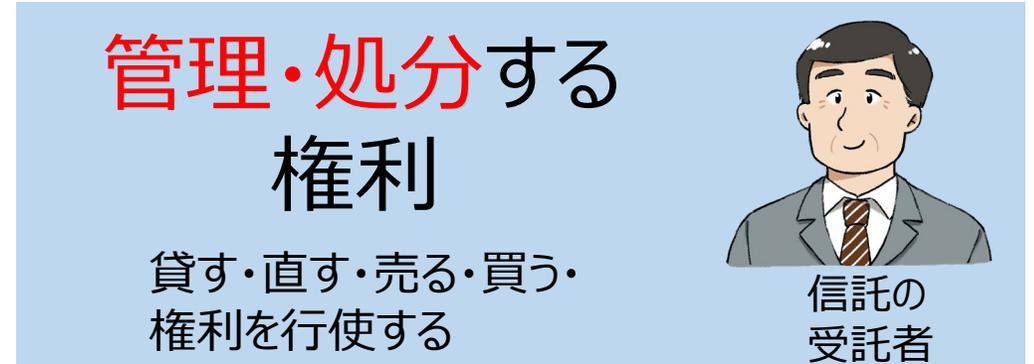
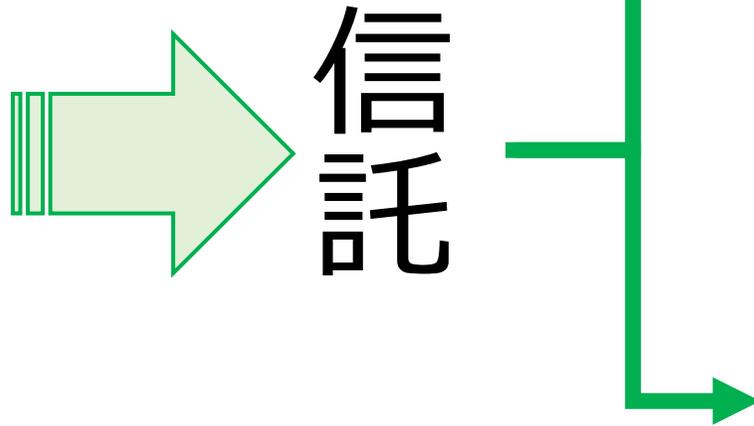
# 信託を利用し所有する資産の権利を分ける

★所有権（民法 第206条） 所有物の**使用**、**収益**及び**処分**をする権利を有する



信託の委託者

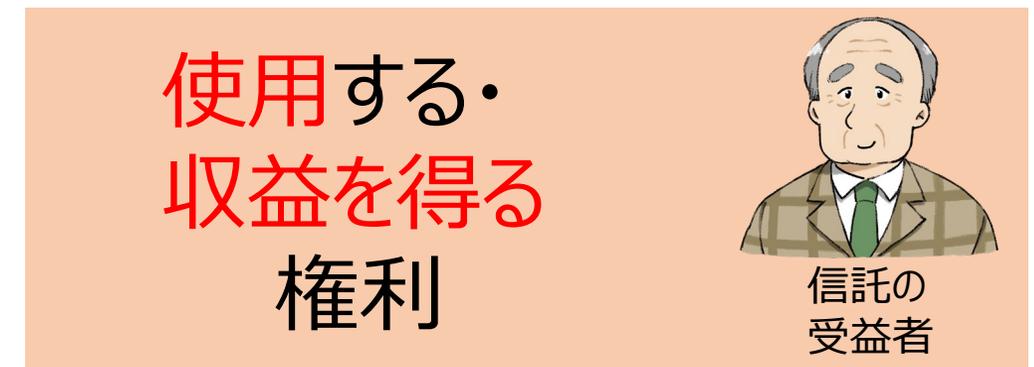
資産を所有



管理・処分する  
権利

貸す・直す・売る・買う・  
権利を行使する

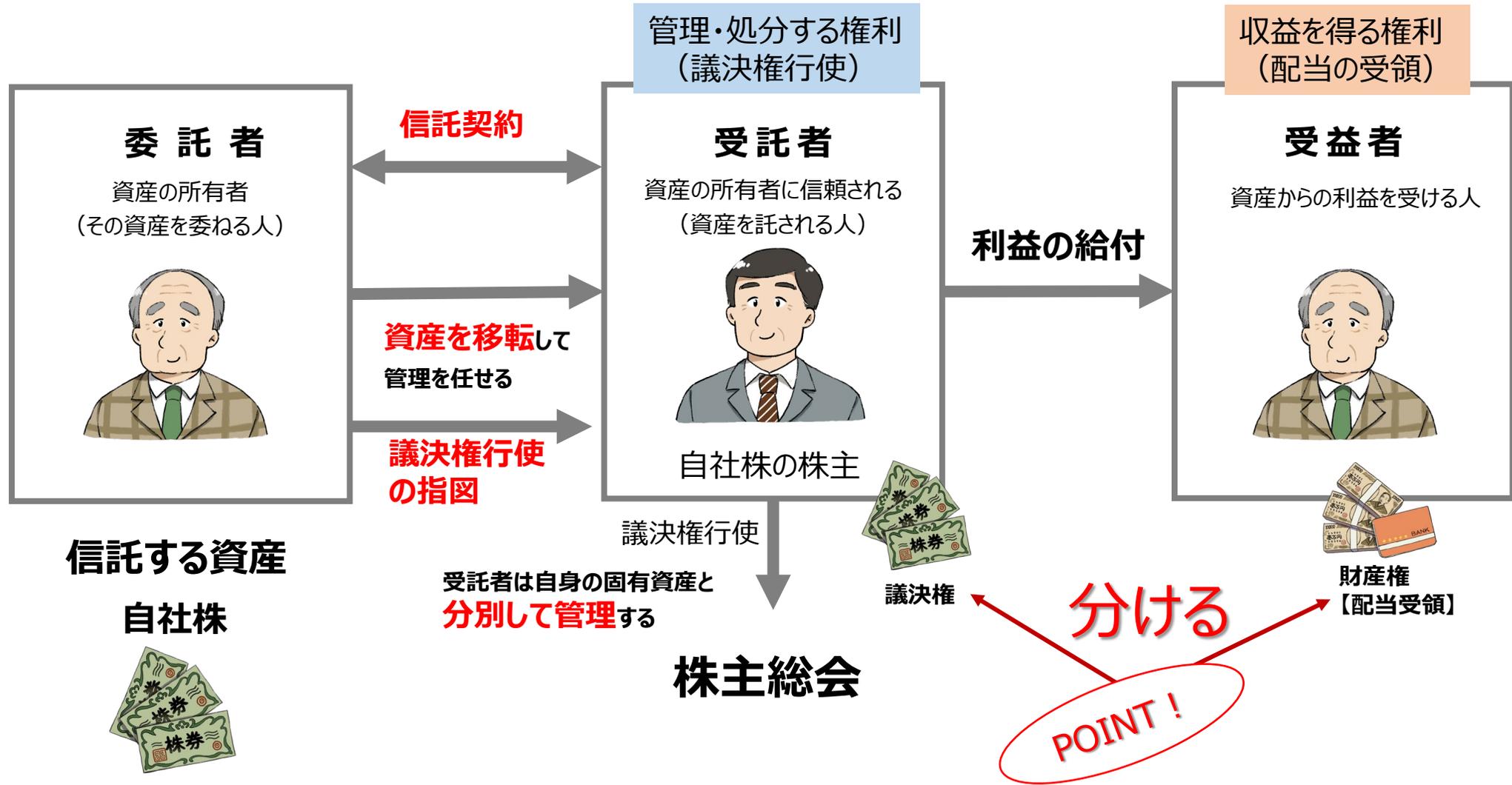
信託の  
受託者



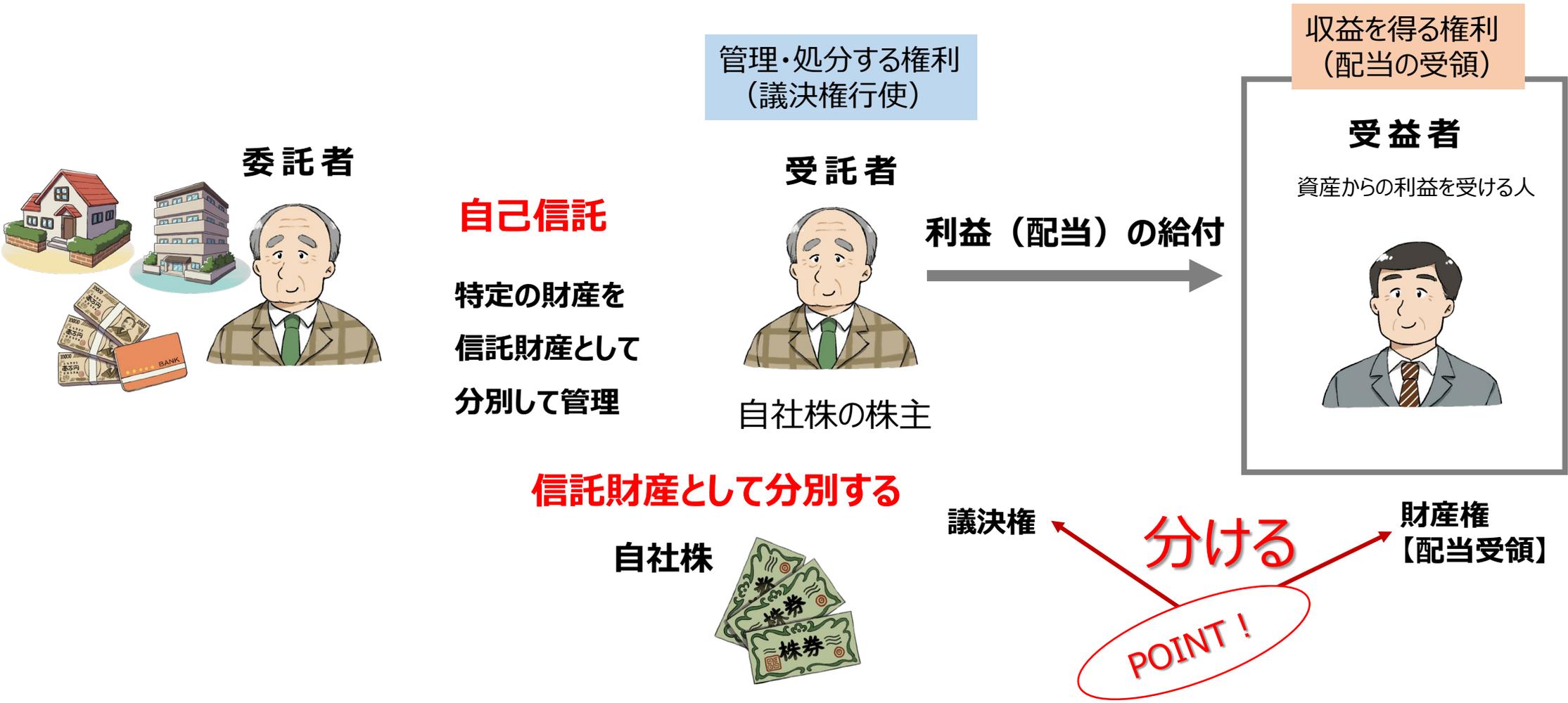
使用する・  
収益を得る  
権利

信託の  
受益者

# 信託の分ける機能 【よく使われているケース】

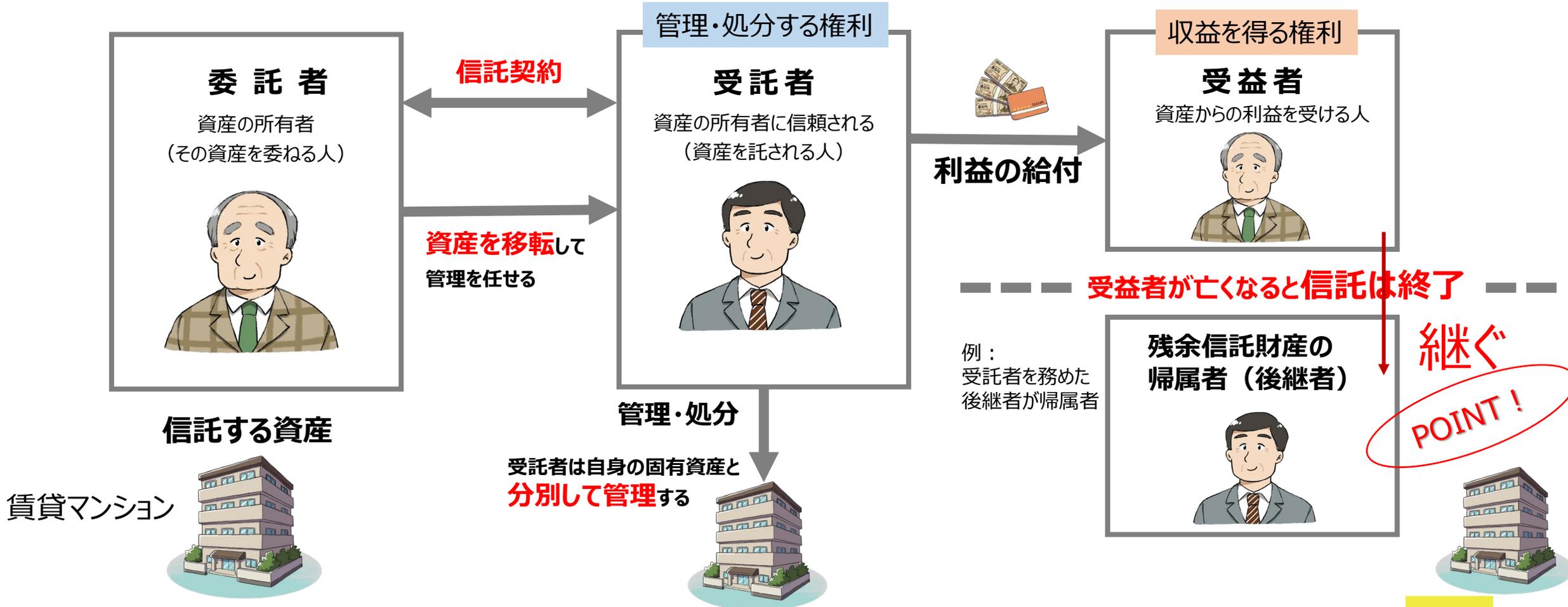


# 信託の分ける機能 【分ける機能を使いこなす】



# 信託の継ぐ機能 【よく使われているケース】

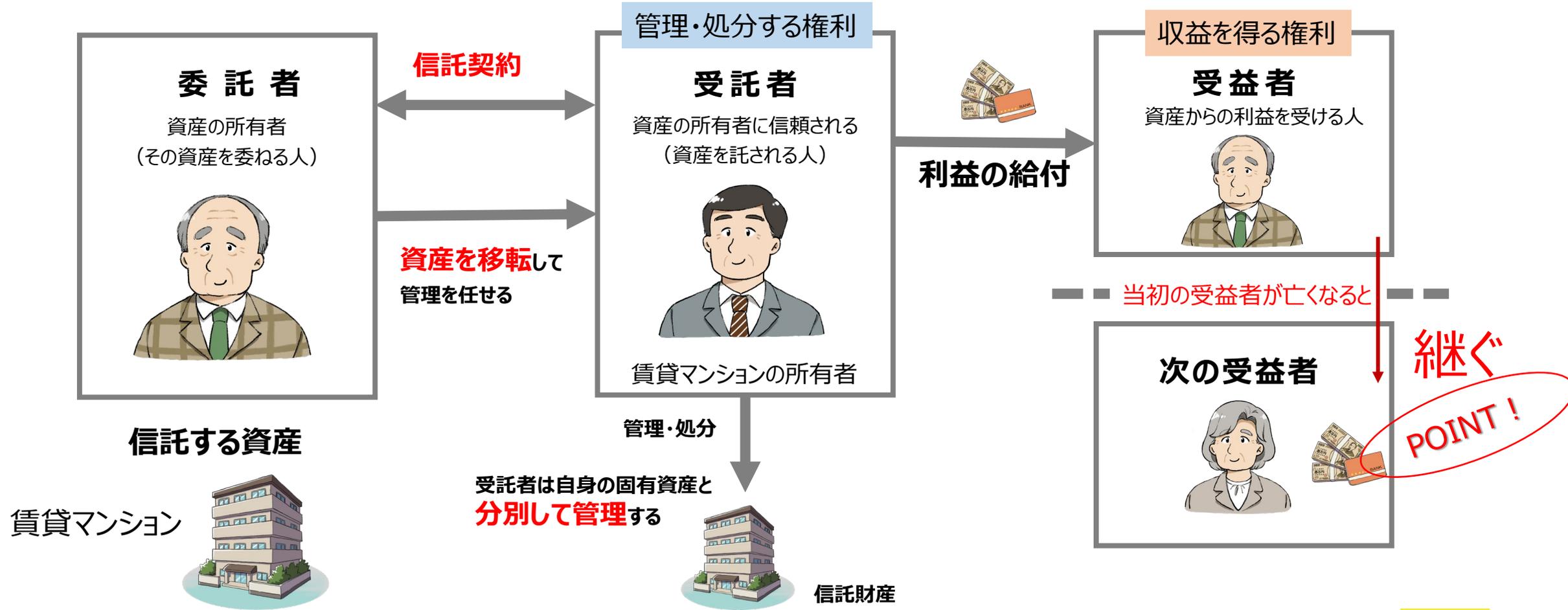
## 信託した資産を継ぐ



# 信託の継ぐ機能 【信託ならではの継ぎ方】

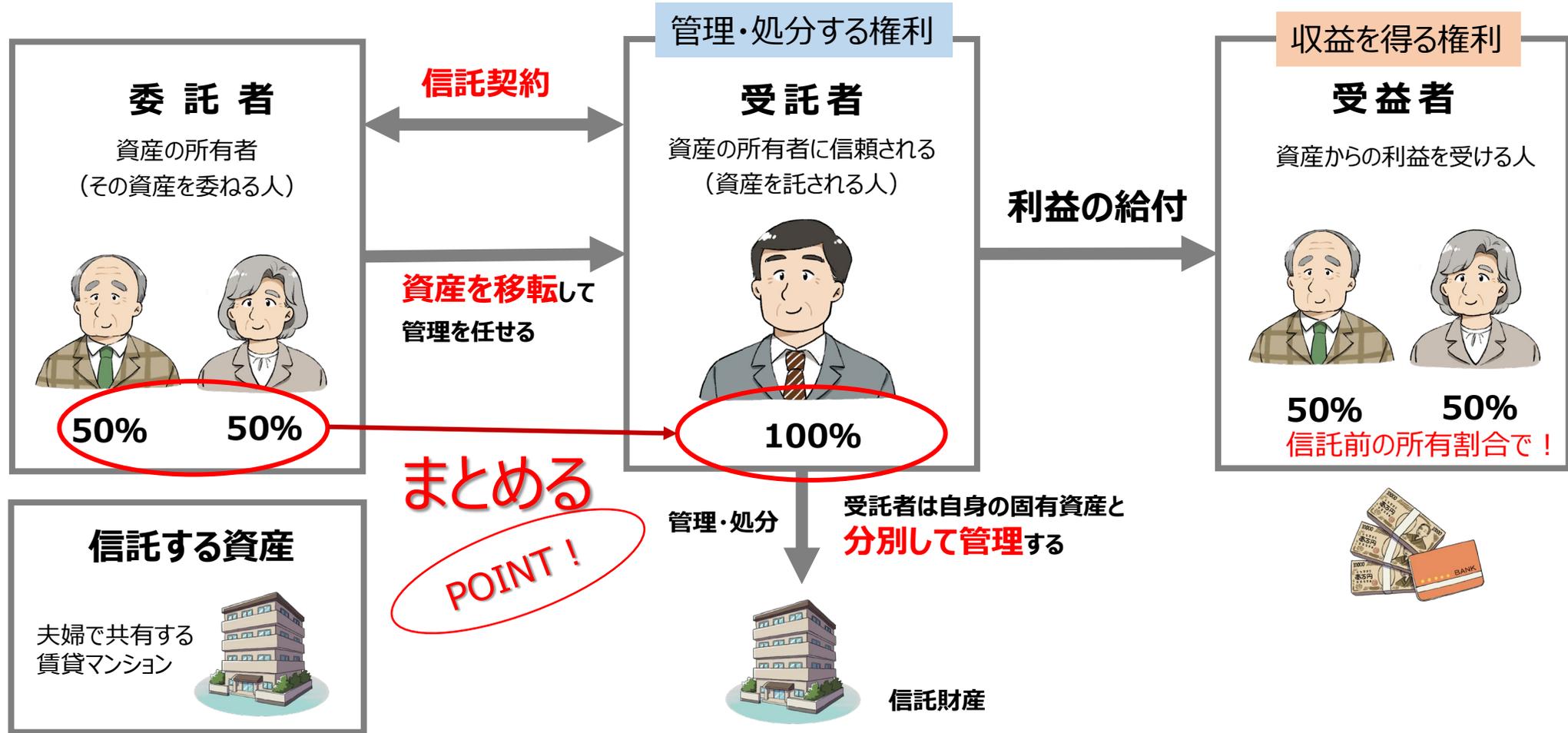
収益を得る権利を次の人へ

## 【受益者連続型信託】

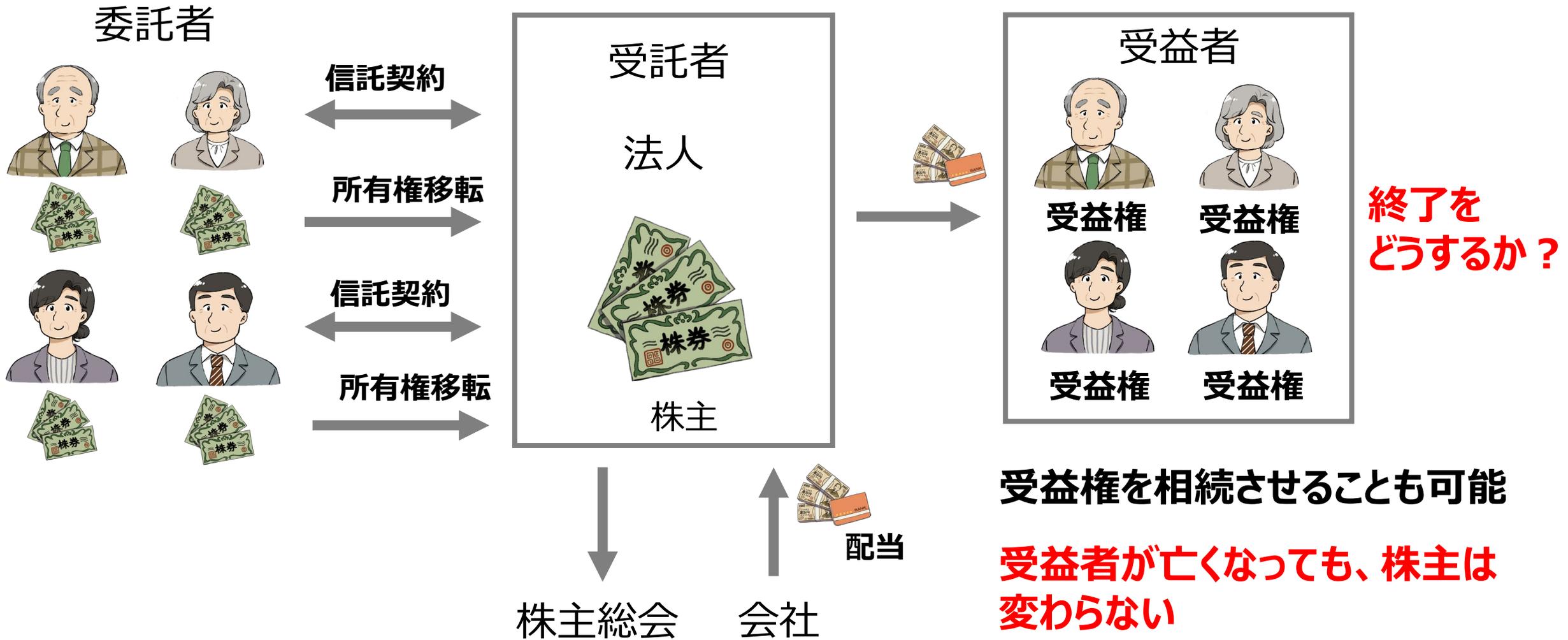


# 信託の**まとめる**機能 【まとめる機能を使いこなす】

【賃貸マンションを例に】 **管理・処分する権利**を受託者にまとめる

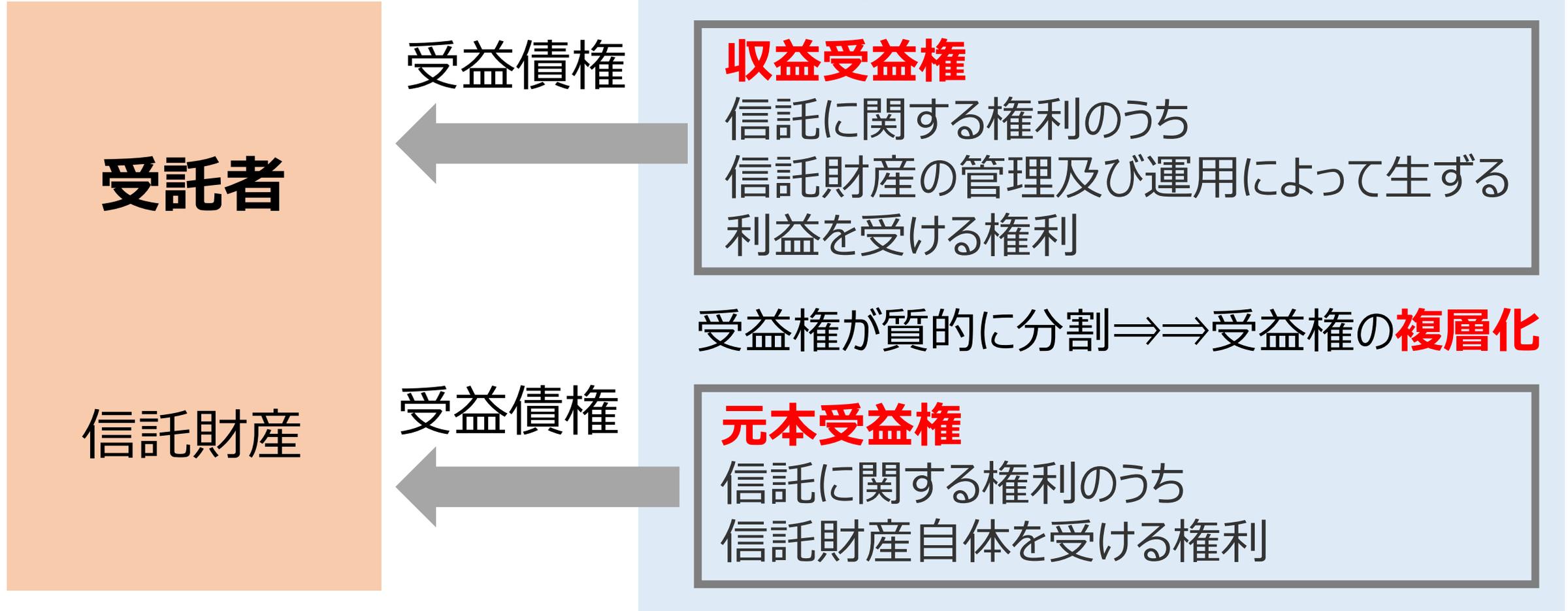


# 信託のまとめる機能 【さらに、まとめる機能を使いこなす】

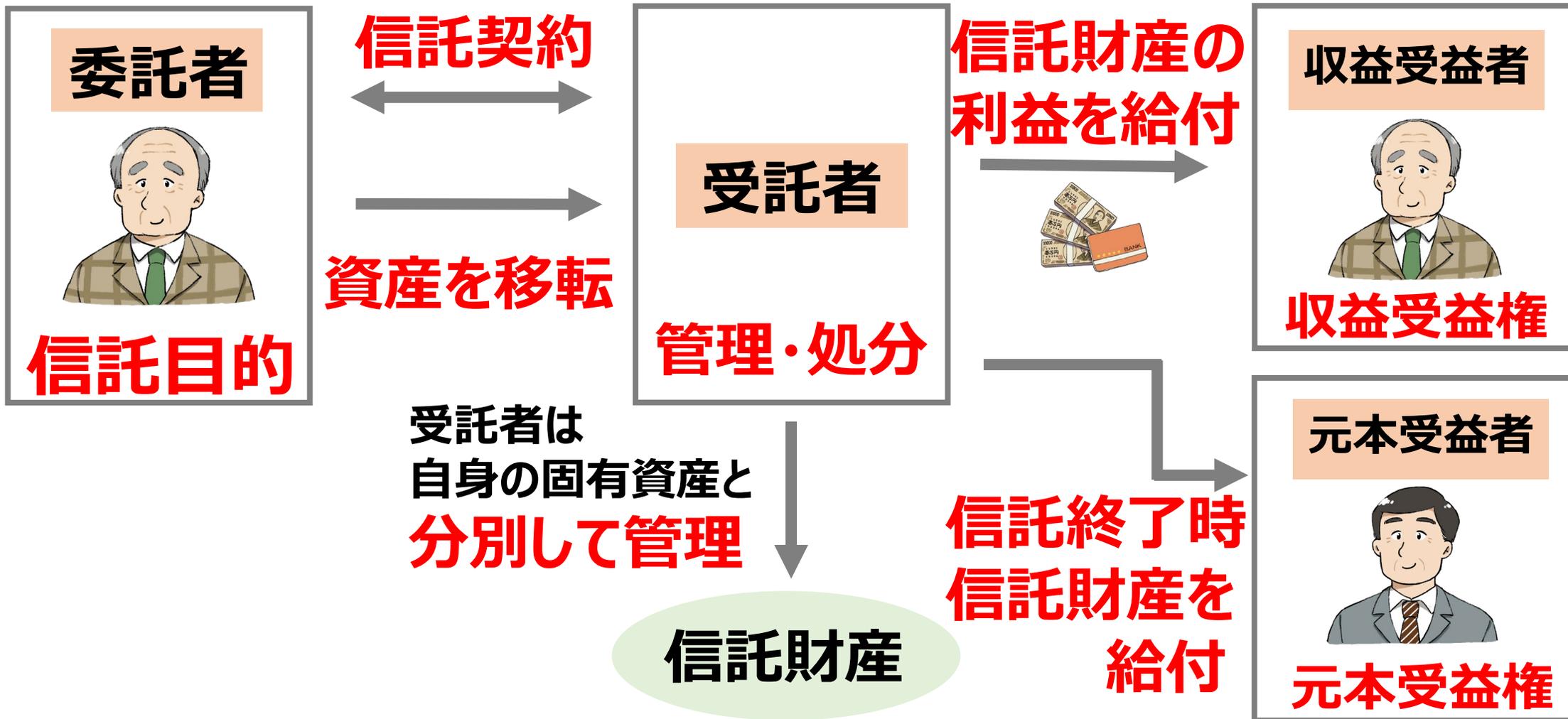


実は、結構ニーズがあるが、取扱いは要注意の信託

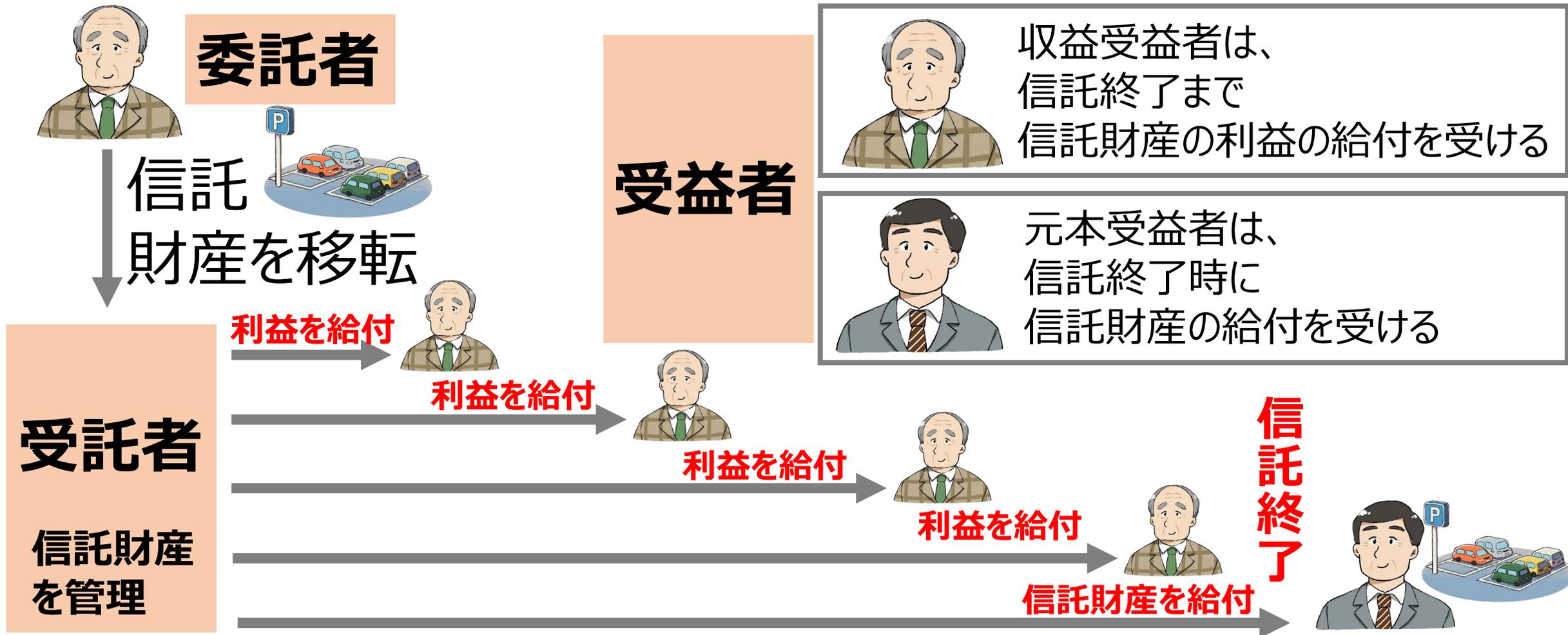
## 受益権複層化信託



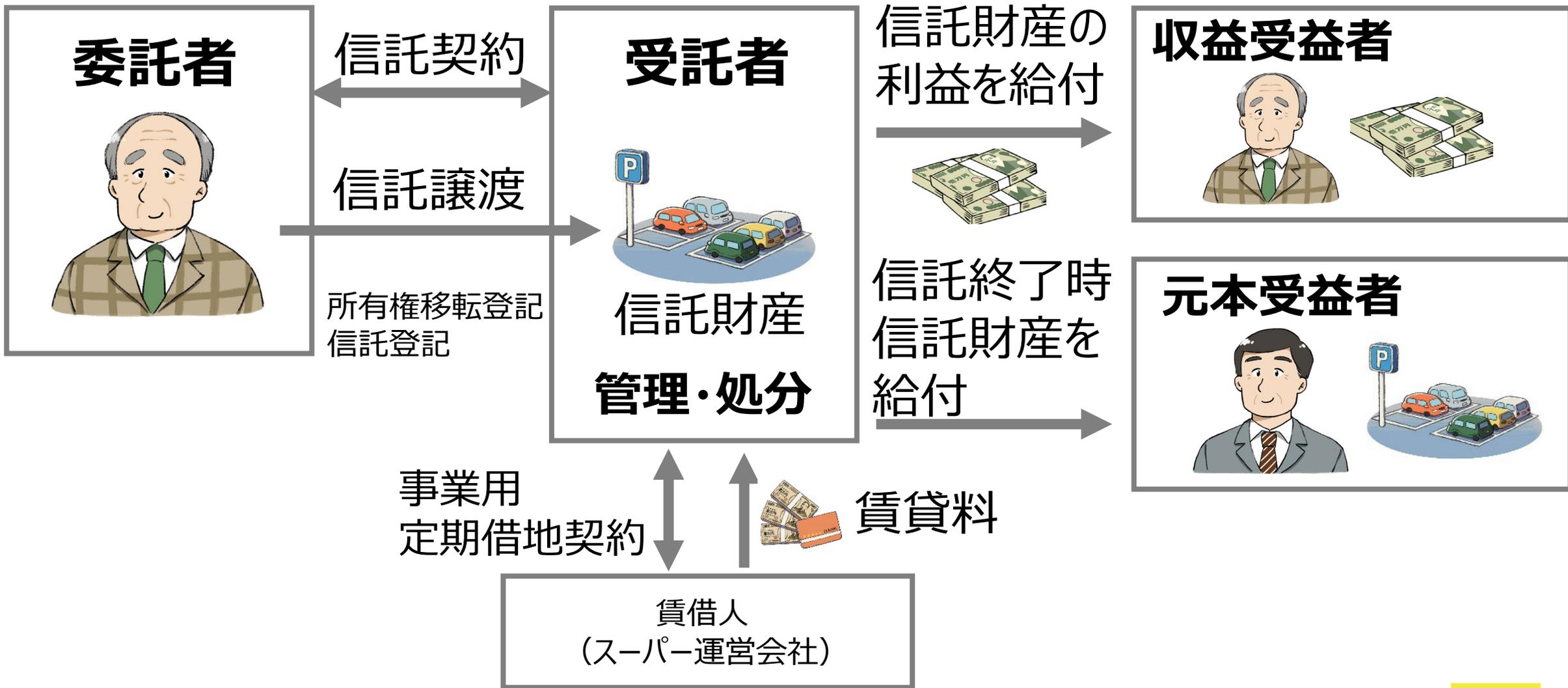
# 受益権複層化信託のイメージ



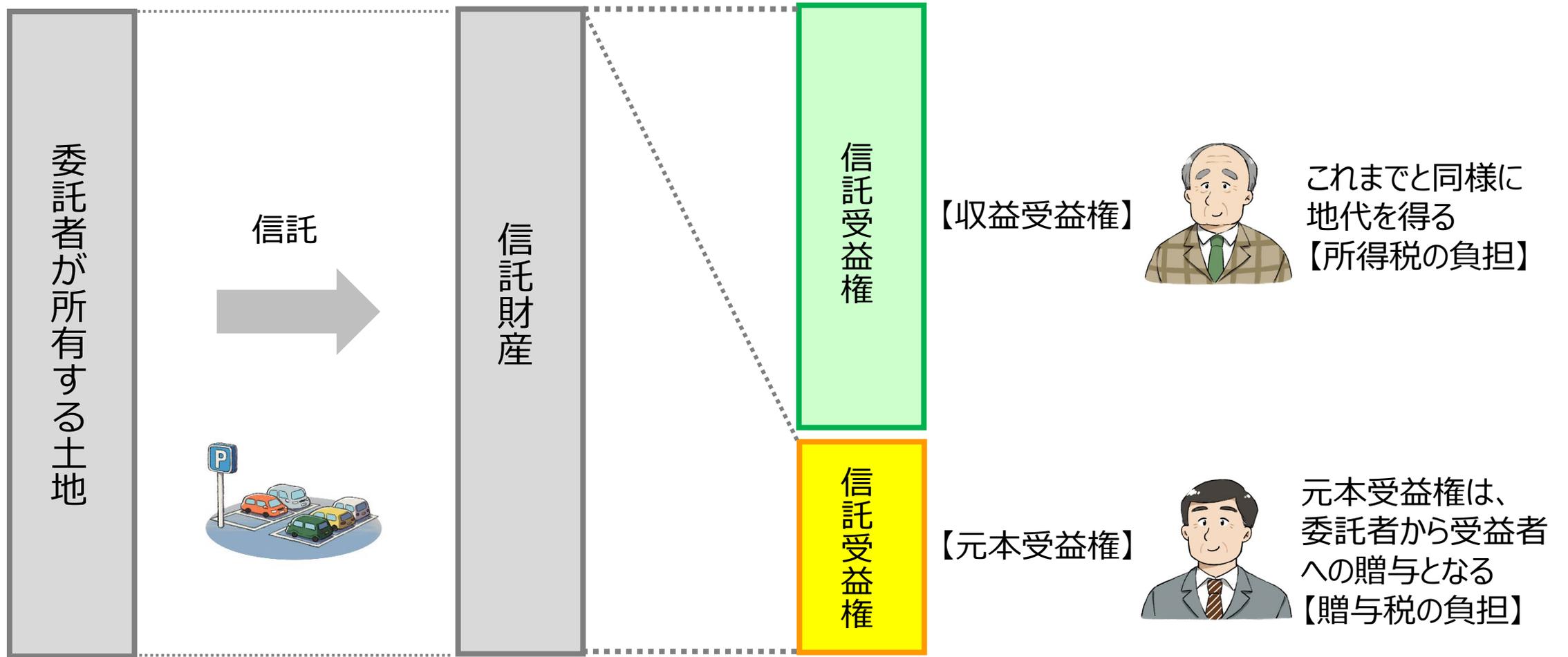
# 受益者への給付のイメージ



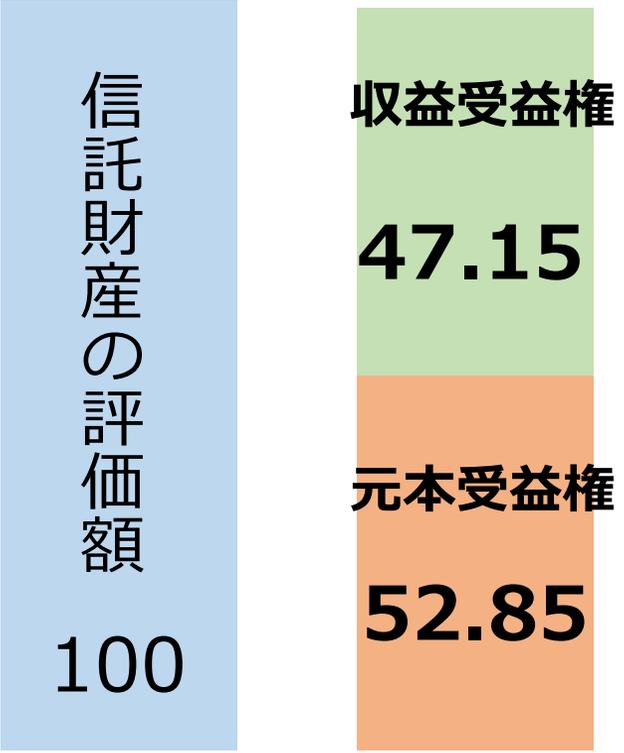
# 受益権複層化信託を利用して管理・承継する資産の例



# 信託受益権の評価額のイメージ

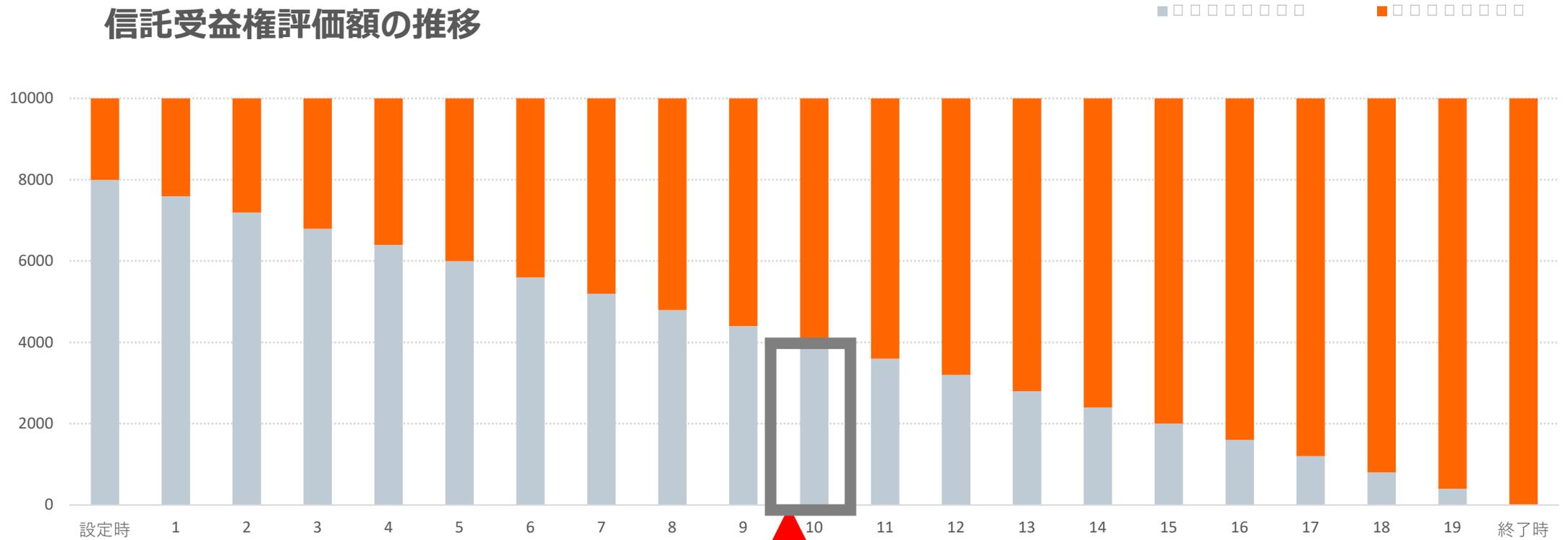


信託期間	基準年利率	信託財産の 収益	信託財産の収益の 現在価値
1	0.25	5	4.99
2	0.25	5	4.975
3	0.5	5	4.925
4	0.5	5	4.9
5	0.5	5	4.875
6	0.5	5	4.855
7	1.5	5	4.505
8	1.5	5	4.44
9	1.5	5	4.375
10	1.5	5	4.31
			<b>47.15</b>



# 信託受益権の評価額推移のイメージ

## 信託受益権評価額の推移



**信託設定して10年後に相続が発生**

収益受益権の評価額が  
相続税の課税対象となる

# 受益権複層化信託の信託期間

受益者が連続する受益権複層化信託を作ることも可能  
そのニーズもある

しかし、多くの受益権複層化信託では受益者が連続する信託とはしない

収益受益者

死亡

又は

信託契約に  
定められた  
終了事由

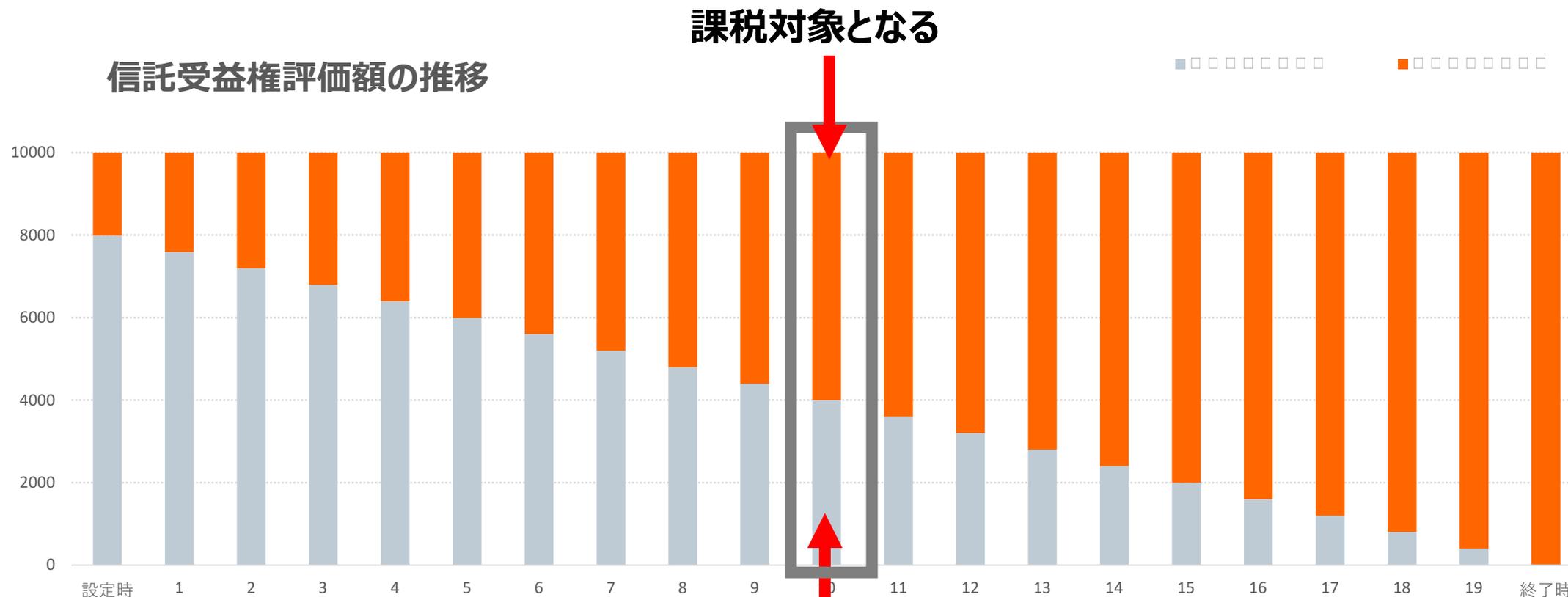
信託終了

元本受益者が  
残余財産を得る

元本受益者

信託終了

信託契約に定めた  
帰属権利者が  
残余財産を得る



課税対象となる

信託設定して10年後に元本受益者の相続が発生

## 10月17日（木） 18時～19時

Zoomを利用したのオンラインセミナーです

### 中小企業の社長に、「財産の戦略デザイン」を提案する その方法

## ご留意事項

- 本資料は、作成日現在の法律・税制等に基づくものです。
- 本資料にシミュレーションが含まれる場合、前提として記載している想定条件に基づくシミュレーションであり、実際の状況とは異なる場合がありますので、予めご了承ください。
- 本資料は、情報を提供するために作成したものであり、その確実性・完全性に関して保証するものではありません。実際の個別具体的な税務に関する相談、法律に関する相談については、本資料を取得された方ご自身の責任で弁護士、会計士、税理士などの各専門家にご相談いただくようお願い申し上げます。
- 本資料に記載された意見や予測等は、資料作成時点での当社の判断であり、今後、予告なしに変更されることがあります。当社は本書のアップデートを行うことをお約束いたしません。
- 本資料に記載された商品・サービス等については、その実行・提供をお約束するものではありません。
- 本資料は当社の財産であり、要求があったときは当社に返還され、本資料を取得した方が作成した写しは破棄されるものとします。本資料を取得された方及び当社のいずれも上記に反する表明や誓約に依拠することはできません。

本資料作成日：令和6年9月25日